

回答書

No.	項目	ページ	質問内容	回答内容
1	募集要項 事業内容	2	1日の平均来庁者数をご教示ください。 ※曜日変動・季節(12カ月)変動がある場合は そちらも併せてお伺い出来ますでしょうか。	正確な来庁者数は把握していませんが、参考値として総合窓口課（最も窓口利用の多い住所異動・証明書発行の担当部署）の案内発券機の受付人数を回答します。 令和5年9月から令和6年3月までの受付人数は月平均10,139人で一日平均460人です。また、「はなれ」供用開始後には来庁者以外に、府中駅と府中本町駅の乗換利用者など通り庭を通行する人が増える見込みです。 「はなれ」稼働後の予測来庁者数はありませんが、「はなれ」には歴史展示室や図書館、市民協働ラウンジ、キッズスペースなど幅広い世代の方が利用する諸室が計画されているため、当該施設を利用する多くの市民の来庁が見込まれます。
2	募集要項 事業内容	2	キッチンカー以外の市役所内の飲食施設の有無 また、今後誘致の計画がございますでしょうか。	現時点では特にありません。
3	募集要項 選定スケジュール	3	受注候補者の通知・公表が2月28日で覚書締結が3月下旬となっておりますが、2月28日～3月下旬までの間で、最終候補先から選考するというのでしょうか？	2月28日から3月下旬までの期間は、決定した受注候補者との覚書締結に向けた調整期間です。受注候補者は2月28日までに決定し、公表します。
4	募集要項 応募方法	4	・提出書類のうち、フランチャイズ加盟契約書とございますが、フランチャイズ契約締結については、出店が確定（もしくは内定）した段階で締結する予定につき、1月24日段階では提出できませんが、よろしいでしょうか？	フランチャイズ契約締結後の提出で構いません。参加申込の際には代わりに御社の定款を提出してください。
5	募集要項 プレゼンテーション	6	プレゼンテーションの参加人数 弊社から何名が参加可能か 審査側が何名いらっしゃるかを教示ください。	事業者の参加人数は4名まで可能です。 府中市の選定委員は6名です。
6	募集要項 プレゼンテーション	6	プレゼンテーションの形式 プロジェクターを使用するのかなど	モニター（86インチ）及びHDMIケーブルを市で用意します。持参したパソコンをHDMIケーブルに接続してモニターで説明してください。
7	募集要項 プレゼンテーション	6	プレゼンテーションの際に 試飲・試食頂くことは可能でしょうか	資料や実際の商品によるプレゼンテーションを行うことは可能ですが、試飲・試食は不可とします。
8	募集要項 プレゼンテーション	6	プレゼンテーションを行う会議室の仕様 テーブルの配置、マイク・スピーカーの台数など	会場の配置については、プレゼンテーションの日程と併せて別途、お知らせします。マイク・スピーカーの貸与は行いません。
9	募集要項 選定の実施	9	弊社については、フランチャイジーでの出店を検討しておりますが、フランチャイズ側や利害関係先への配慮から、このタイミング（2月末の最終候補段階）での詳細情報公開（具体的なブランド名の公表など）は、できれば避けたく考えておりますが、このようなご配慮は可能でしょうか？	2月末時点では申込事業者名を公表します。なお、店舗のブランド名の公表時期について配慮することは可能ですが、覚書締結後には公表することを予定しています。

10	募集要項 契約手続等	9	受注候補者が辞退した場合の想定をお示し頂いておりますが、2月28日の受注候補者通知の後、市役所様と細部を協議する中で、出店を辞退する事も可能という理解でよろしいでしょうか？（可能性としてあり得るのは、工事費概算を積算した結果、当初想定を大きく上回る場合などが考えられます）	事業者選定後に正当な理由なく辞退することは原則認められません。
11	誓約書	—	「誓約書」および「提案企画書(原本)の割印」の印鑑は契約印で問題ないでしょうか	契約印（代表者印）で問題ありません。
12	工事関連	—	「はなれ」全体の建築工事の中で対応した方が、安価にできる工事についてスケジュール的に対応できる場合、ご検討いただける余地はございますでしょうか？（例えば、床の引き渡し高さや配管の突き出し先等）	「はなれ」本体工事における内装工事等の図面確定前（令和7年6月頃）であれば、本体工事の内容変更について協議の上、対応することは可能です。なお、将来のテナント更新時に重大な影響を及ぼす内容や建物の躯体に影響する内容は、対応できません。
13	工事関連	—	BC工事着工がしばらく先になる事と近年の工事費高騰を踏まえると、現在の工事単価では対応できない可能性があります。弊社としても、工事費上昇をある程度は見込んで判断するものの、状況次第では、区分そのものをご相談させて頂く余地はございますでしょうか？	原則は工事区分表のとおりとします。ただし、受注候補者の決定後に協議の上、合理性を考慮して区分を見直すことは可能です。